

議案第60号

向日市個人情報保護条例の一部改正について

向日市個人情報保護条例の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項  
第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成27年8月27日提出

向日市長 安 田 守

## 条例第 号

### 向日市個人情報保護条例の一部を改正する条例

向日市個人情報保護条例（平成16年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の2号を加える。

(4) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(5) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項の規定により記録された特定個人情報をいう。

第9条第1項中「個人情報」の次に「（特定個人情報を除く。以下この条及び第41条第2項において同じ。）」を加える。

第9条の次に次の2条を加える。

（特定個人情報の利用の制限）

第9条の2 実施機関は、収集した目的以外の目的のために特定個人情報を利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、収集した目的以外の目的のために、特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）を利用することができる。ただし、当該特定個人情報をその収集した目的以外の目的のために利用するこ

とによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(特定個人情報の提供の制限)

第9条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

第13条第2項中「法定代理人」の次に「(特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(第27条において準用するこの項、次条第1項及び第2項並びに第28条第1項において同じ。)をいう。)」を加える。

第26条中「個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。)」を、「第9条」の次に「、第9条の2若しくは第9条の3」を加え、「又は外部提供されている」を「若しくは外部提供されている」に改め、「認めるとき」の次に「又は番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき」を加える。

第29条に次の1項を加える。

3 実施機関は、訂正等決定に基づき実施機関が保有する情報提供等記録の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。)に対し、遅滞なくその内容を書面により通知するものとする。

附 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、情報提供等記録に関する部分の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第1条第5号に定め

る日から施行する。

〈参 考〉

向日市個人情報保護条例の一部を改正する条例  
新 旧 対 照 表

改 正	現 行
<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</u></p> <p><u>(5) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項の規定により記録された特定個人情報をいう。</u></p> <p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第9条 実施機関は、個人情報（特定個人情報を除く。以下この条及び第41条第2項において同じ。）を収集した目的以外の目的に利用（以下「目的外利用」という。）し、又は実施機関以外のものに提供（以下「外部提供」という。）してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 略</p> <p><u>(特定個人情報の利用の制限)</u></p> <p><u>第9条の2 実施機関は、収集した目的以外の目的のために特定個人情報を利用してはならない。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、収集した目的以外の目的のために、特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）を利用することができる。ただし、当該特定個人情報をその収集した目的以外の目的のために利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第9条 実施機関は、個人情報_____を収集した目的以外の目的に利用（以下「目的外利用」という。）し、又は実施機関以外のものに提供（以下「外部提供」という。）してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 略</p>

(特定個人情報の提供の制限)

第9条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

(開示の請求)

第13条 略

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人(特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(第27条において準用するこの項、次条第1項及び第2項並びに第28条第1項において同じ。)をいう。)は、本人に代わって、前項の開示請求をすることができる。

(利用停止の請求)

第26条 何人も、自己の個人情報(情報提供等記録を除く。)が第9条、第9条の2若しくは第9条の3の規定による制限を超えて目的外利用若しくは外部提供されていると認めるとき又は番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているときは、実施機関に対し、当該目的外利用又は外部提供の停止を請求することができる。

(訂正等の請求に対する決定等)

第29条 略

2 略

3 実施機関は、訂正等決定に基づき実施機関が保有する情報提供等記録の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。)に対し、遅滞なくその内容を書面により通知するものとする。

(開示の請求)

第13条 略

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人\_\_\_\_\_は、本人に代わって、前項の開示請求をすることができる。

(利用停止の請求)

第26条 何人も、自己の個人情報\_\_\_\_\_が第9条\_\_\_\_\_の規定による制限を超えて目的外利用又は外部提供されている\_\_\_\_\_と認めるとき\_\_\_\_\_は、実施機関に対し、当該目的外利用又は外部提供の停止を請求することができる。

(訂正等の請求に対する決定等)

第29条 略

2 略